平成２７年（フ）第４１９号
東京都北区十条仲原３丁目16―２―101
破産者　増田　裕太
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８３号
東京都新宿区西新宿６丁目５―２―702
破産者　高杉亮太朗
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５００号
東京都台東区小島２丁目７―７
破産者　綱島由美子
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１３号
東京都世田谷区玉堤１丁目14―８―301
破産者　曽我野順子（旧姓新井）
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２１号
東京都杉並区高井戸西１丁目５―37―408
破産者　折本新太朗
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２３号
神奈川県相模原市中央区相模原３丁目11―３
カーサＴ．Ｔ．Ｙ205
破産者　趙　　美香
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５１号
神奈川県川崎市多摩区中野島２丁目５―48
破産者　吉田　　穣
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５９号
神奈川県大和市南林間８丁目10―５―103
破産者　杉本　健二
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６３号
東京都板橋区三園１丁目42―17―307
破産者　谷　　敏昭
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７３号
神奈川県相模原市南区相模大野９丁目13―17
ラ・シャンス相模大野17―１　203
破産者　白石　祥元
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８２号
東京都国分寺市日吉町４丁目６―51
破産者　向山　暁子
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９２号
神奈川県川崎市高津区明津150―２―102
破産者　山崎　裕八
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９８号
東京都板橋区大山西町18―５―204
破産者　風見　博子
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４４号
神奈川県藤沢市城南３丁目１―30―201
破産者　笹尾　康生
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４８号
東京都町田市南成瀬１丁目４―３―203
破産者　保田　龍夫
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５０号
千葉県船橋市前貝塚町1007番地19
破産者　小柳　正幸
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０８７号
東京都千代田区麹町５丁目５番地１　葵シャトー地下１階
破産者　株式会社ウィル・ドゥ
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１２６号
東京都新宿区上落合２丁目29番１号
破産者　ディーエスケー株式会社
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８２号
青森市新町１丁目９番20号
破産者　株式会社大和
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
静岡県磐田市鳥之瀬222番地の２
破産者　有限会社ティ・エヌダイニング
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第７７８号
福岡県朝倉郡筑前町朝日994番地８、破産開始決定時の住所福岡県太宰府市高雄６丁目19番16号
破産者　濱村　幸徳
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４９７号
福岡市東区美和台３丁目36番31―203号、破産手続開始決定時住所福岡県糸島市神在1188番地１
破産者　竹井　彰一
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部